|  |
| --- |
| 収入印紙 |

**令和6年度　大阪市NPO・市民活動　企画助成事業　委託契約書**

大阪市NPO・市民活動　企画助成事業の委託について「大阪市立総合生涯学習センター　指定管理者：大阪教育文化振興財団・SPS共同事業体　代表構成員　一般財団法人大阪教育文化振興財団」（以下「甲」という。）と、受託団体（以下「乙」という。）との間に、次のとおり令和6年度　大阪市NPO・市民活動　企画助成事業の委託に関する契約を締結する。

1. 1　甲は、事業実施要項に基づき下記の事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

事業名「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

2　乙は、実施要項ならびに事業実施計画に基づいて事業実施しなければならない。

3　乙は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例および大阪教育文化振興財団個人情報保護規程の趣旨を踏まえ、同条例および同規程の各条項の規定を遵守しなければならない。また、業務終了後は、事業の実施にあたり収集した個人情報を速やかに破棄しなければならない。

1. 委託期間は、令和6年7月1日～令和7年3月31日までとする。

ただし、事業実施期間は、令和6年7月1日～令和7年1月31日までとする。

1. 委託料は金　　　　　　　　　円（消費税10%を含む）とする。
2. 乙は、事業の実施にあたり詳細な記録を作成し、参考資料を整備し、委託料の使途を明らかに

しておかなければならない。

1. 乙は、事業実施計画を変更するときは、速やかに甲に届けて承認を受けなければならない。
2. 甲は、乙の事業実施について、必要なときは監査を行うことができる。
3. 乙は、事業終了後、速やかに事業報告・精算報告書を甲に提出しなければならない。
4. 甲は、乙が履行しないときは、いつでもこの契約を解除することができる。
5. 本契約に関し、疑義のあるときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

　この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和6年　　　月　　　日

　甲　 大阪市立総合生涯学習センター

　　　　　　　　　　　　　　　　指定管理者：大阪教育文化振興財団・SPS共同事業体

　　　　　　　　　　　　　　　代表構成員　大阪市中央区船場中央４－１－１０－２０３

　　　　　　　　　　　　　　　船場センタービル１０号館２階

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般財団法人大阪教育文化振興財団

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　　出　海　　　健　次　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　乙　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**大阪市NPO・市民活動　企画助成事業に関する特記事項**

大阪市立総合生涯学習センター（指定管理者：大阪教育文化振興財団・SPS共同事業体　代表構成員　一般財団法人大阪教育文化振興財団）（以下「甲」という。）と、受託団体（以下「乙」という。）は、令和5年度　大阪市NPO・市民活動　企画助成事業委託契約書に基づく事業の実施にあたり、以下の事項に配慮し、対等な協力関係による円滑な運営を行うこととする。

１　（責任主体）

助成事業は委託契約に基づいて実施し、運営・内容の両面において双方が責任を負うものとする。

２　（成果の帰属）

助成事業の成果は、双方に帰属することを原則とし、詳細については事業内容に応じて協議する。

３　（コミュニケーション・情報共有）

助成事業を円滑に進行し、市民へ最大限の成果を還元するため、お互いにコミュニケーションを積極的に行い、情報を十分に共有する義務と責任を負う。

４　（問題発生の場合）

助成事業実施に際して問題が発生した場合は、速やかに情報共有を行い、解決に向けて話し合う。

その際には、それぞれのおかれた状況にかかわらず、市民の利益を最大限に尊重するような解決をめざし、誠意をもって協議する。

５　（実施報告会等への参加）

助成事業に関する説明責任および実施団体の相互のネットワークづくりや、よりよい事業成果をめざし、甲が委託期間内に実施する事業実施報告会等に乙が参加をする必要がある。